令和９年度山口県公立学校教職員公募型人事異動制度の手続

公募校の決定・発表

公募希望校申請

○　公募を希望する校長は、申請書を県教委に提出（※１）
［締切　１０月　１日］

申請書の内容　申請理由、学校の特色、学校が求める教職員、公募人数等、論作文題
公募教科・人数等　公募校において適正に定める

※１　市町立学校は、市町教委を経由して教職員課人事企画班へ提出
県立学校及び下関商業高等学校・県大附属高校は、直接、教職員課人事企画班へ提出

県教委審査決定公表

○　県教委は、審査会を開催し、当該年度の公募校を決定
○　県教委は、公募校の募集要項を作成し全校に通知及びＨＰ等で周知

出　願

教職員出願

○　出願の相談があった場合、所属校の校長は公募校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）に受入状況等を事前照会
○　出願する教職員は、「異動についての調査票」の提出に併せて、「出願申請書」、「論作文」を所属校の校長に提出
○　所属校の校長は、「出願申請書」、「論作文」、「異動についての調査票の写し」、「副申書」を公募校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）に提出　［締切　１２月　４日］

出願要件
◇　年度末の時点で現任校に３年以上継続勤務する教職員（※２）
※２　教諭・養護教諭として異動する事務局職員等を含む
◇　出願する校種・教科に必要な教育職員免許状を有すること
（校種等を越えた出願可。特別支援学校への出願は、特別支援学校教諭免許状を有すること）
◇　１人１校に限る

○　公募校の校長は出願状況を提出締切日以降、速やかに県教委に報告（「出願状況報告書」）（※３）
※３　市町立学校は、市町教委を経由して義務教育課地域支援・人事班へ提出
県立学校及び下関商業高等学校・県大附属高校は、直接、教職員課人事班へ提出

選　考

公募校の校長
書類選考
面　接
最終選考
具　申

○　公募校の校長は、提出された書類を資料として書類選考し、結果を所属校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）を通して出願教職員に連絡（書類選考により選考された者には面接する日時を連絡）
○　面接は、公募校の校長が実施
○　選考は、出願教職員の意欲、能力、適性、実績を判断し、公正に実施
○　公募校の校長は、「意見具申書」により県教委（市町立学校にあっては所管する市町教委を経由）に具申
［提出期間　１月１５日まで］（※３）
○　公募校の校長は、意見具申提出後、選考結果通知書により所属校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）に選考結果を連絡
○　所属校の校長は出願教職員に最終選考結果を連絡

具申内容　配置候補者の有無及び希望順位

異　動

県教委・市町教委
異　動

○　県教委及び市町教委は、公募校の校長の具申を十分考慮して定期人事異動を行う。
○　最終的な結果の通知は、異動（配置）をもって代える。